

第5号様式（第7条関係）

会 議 録

会議の名称	令和4年度第1回清須市成年後見センター設立準備委員会
開催日時	令和4年6月9日（木） 午前10時から午前11時5分
開催場所	清須市役所 南館3階 第3会議室
議題	1. あいさつ 2. 委員長の選任及び職務代理委員の指名について （資料1）（資料2） 3. 議題 （1）清須市成年後見制度利用促進基本計画（案）について （資料3） （2）清須市成年後見センターの設立（案）について （資料4-1）（資料4-2）（資料5）
会議資料	次第 資料1 清須市成年後見センター設立準備委員会設置要綱 資料2 清須市成年後見センター設立準備委員会委員名簿 資料3 清須市成年後見制度利用促進基本計画（案）について 資料4-1、4-2 清須市成年後見センターの設立（案）について 資料5 清須市成年後見センターの設立スケジュールについて 参考資料 第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について
公開・非公開の別（非公開の場合はその理由）	公開
傍聴人の数（公開した場合）	2人
出席委員	小川委員、児玉委員、河村委員、渡邊委員、高杉委員、中出委員、田中委員、後藤委員、太田委員、加藤健康福祉部長
欠席委員	—
オブザーバー	（福）愛知県社会福祉協議会中上専門員 （福）清須市社会福祉協議会山内事務局長
出席者（市）	永田市長
事務局	（清須市役所高齢福祉課） 古川健康福祉部次長兼高齢福祉課長、酒井課長補佐、青山介護予防係長、鈴木高齢福祉係長、斯波主事 （清須市役所社会福祉課） 鈴木社会福祉課長、石黒障害福祉係長

●事務局

定刻となりましたので、ただいまから「令和4年度第1回清須市成年後見センター設立準備委員会」を始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところお集まり頂きまして、ありがとうございます。私は、進行役を務めさせていただきます高齢福祉課長の古川です。よろしく願いいたします。

会議に入る前に、委員の皆様にあらかじめご承知いただく事項として、本市では「附属機関等の会議の公開に関する要綱」を定めており、本委員会の会議及び会議録は公開となりますので、よろしく願いいたします。なお、本日、傍聴の方が2名おみえになります。

それでは、開会にあたりまして、永田市長よりごあいさつを申し上げます。

1. あいさつ

●永田市長

〔市長あいさつ〕

〈あいさつ後、他の公務のため退席〉

●事務局

つづきまして、「清須市成年後見センター設立準備委員会設置要綱」について説明いたします。【資料1】をご覧ください。本委員会是要綱第1条に「清須市成年後見センターの設立に関し、必要な事項を検討するため、清須市成年後見センター設立準備委員会を設置する」としてあります。

第2条第1号では、「センターの業務内容及び運営体制に関すること」、第2号では「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画に関すること」と検討事項を定めています。

第3条は委員会の委員は10人以内とし、第4条では任期は選任された日からセンターの設立の日までとしています。

第5条第1項では準備委員会に委員長及び副委員長を1人置くとし、第2項では委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名するとなっています。第3項、第4項では会議について定めています。第6条は委員会の庶務は高齢福祉課が処理するとしています。

要綱の要点につきましては以上でございます。

それでは、このたび清須市成年後見センター設立準備委員会を開催することとなりました経緯について説明させていただきます。

成年後見制度は、平成12年から始まった制度で、判断能力が不十

分なため、財産管理や契約等の法律行為の意思決定が困難な人を保護し、支援することを目的としていましたが、十分に利用されていない状況にあり、国は平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を制定し、翌年には「成年後見制度利用促進基本計画」、令和4年3月には「第二期の利用促進基本計画」を策定し、成年後見制度の利用促進をさらに推進することといたしました。

清須市においても、計画の策定とともに「清須市成年後見センター」を設立し、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、中核機関の整備を図ることといたします。

本委員会では令和5年度の「清須市成年後見センター」の設立に向けて、準備委員会を3回開催し、専門職、関係機関の皆様からご意見やご助言を得て検討を重ねていきたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

今回、委員会の初回ですので、委員の皆様のご紹介について、皆様から一言いただきたいと思っております。【資料2】の委員名簿の順に小川委員からお願いします。

[委員あいさつ]

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。2. 委員長の選任及び職務代理委員の指名に入らせていただきます。要綱第5条第2項に「委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する」とあります。委員長について、どなたかご推薦いただけますでしょうか。

○後藤委員

事務局に一任してはどうですか。

●事務局

事務局に一任とのご発言がございましたが、事務局から選出させていただきますのでよろしいでしょうか。

<委員了承>

事務局案としましては、学校法人佑愛学園愛知医療学院短期大学副学長小川由美子委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

<委員了承>

●事務局

ありがとうございました。それでは委員長席へのご移動をお願いします。
す。委員長よりごあいさつをお願いいたします。

◎小川委員長

改めまして、愛知医療学院短期大学副学長の小川と申します。高齢者、障害者、すべての市民の皆様がともに育み支え合う地域共生社会の実現を目指して権利擁護支援に取り組んで参りたいと思います。「成年後見センター設立準備委員会」の主旨に従い、委員の皆様のご意見をいただき、「成年後見センター」がよりよい運営を行っていただけるようにしていきたいと考えておりますので、重ねてよろしくをお願いいたします。

●事務局

ありがとうございました。

次に、要綱第5条第2項により「副委員長は委員長が指名する」とありますので、委員長よりご指名をお願いします。

◎小川委員長

副委員長には河村委員を指名します。

●事務局

副委員長席へのご移動をお願いします。

それでは、副委員長よりごあいさつをお願いいたします。

○河村副委員長

副委員長に就任いたしました河村でございます。力不足とは思いますが、できる限り貢献したいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

●事務局

ありがとうございました。これより議事に入りますが、議事の進行は、要綱第5条第3項により委員長が議長になることになっておりますので、小川委員長に議長をお願いいたします。

◎小川委員長

議事に入ります前に、本日の会議録署名委員には中出委員と後藤委員を指名させていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

◎小川委員長

続きまして3. 議題(1) 清須市成年後見制度利用促進基本計画(案)に移ります。事務局からの説明をお願いします。

●事務局

資料に基づき説明

(資料3) 清須市成年後見制度利用促進基本計画(案)について

◎小川委員長

ありがとうございました。ただいまの説明に何か質問・意見があればいただきたいと思います。

○田中委員

報酬助成の利用者数が少ないのは、何か理由がありますか。

●事務局

報酬助成は、多くても1件の利用となっています。報酬助成の対象者は高齢者に関して市長が申立を行った方に限定しています。なおかつ、生活保護の方、もしくは生活保護に相当する収入状況の方に限っておりますので、かなり限定されています。必然的に利用している方が少ない状況です。

○田中委員

障害の方の状況はどうですか。

●事務局

障害者の方については、もともと相談件数が少ない状況です。親御さんと同居している方が多いので、支援は親御さんが行っています。なかなかその先に進む状況には至らないと認識しています。

◎小川委員長

ありがとうございます。その他にはよろしいでしょうか。

○河村委員

われわれの司法書士のリーガルサポートにおいても、成年後見制度についての一般の方への認知度が低いことが課題となっています。無料相談を実施していましたが、なかなか相談にくるハードルが高く、一般の方が自発的に後見制度を利用されることは少ないです。周りのご兄弟やお子さんが心配されて来られることが多いです。地域包括支援センターが一つ増えたことは、市民の方が利用しやすくなり、一つ

の明るい材料だと思います。後見人になる人については、7割が専門職です。司法書士のような司法の方は、報酬をもとに生活を営んでいます。全く報酬が出ない方については、なかなかボランティアでは後見の手が挙げられない状況です。そこで、市の報酬助成があればよいと思いますし、市の助成を受けるのにハードルが低くなればという要望があります。実際、一宮市から助成を受けて後見を引き受けたことが7年ほど前にあります。最近の裁判所の推薦案件として、家で倒れ、救急車でいきなり運ばれましたが、病院代が払えないということがありました。その方は、預金残高で、報酬が決定され、後見人を行いました。市の方で、報酬を見直すという方向性はありますか。

●事務局

助成制度は、委員会においても必要性等、検討させていただきたいと思います。

○河村委員

よい方向に向かうということですね。報酬の金額の大小というよりも報酬があるかないかがかなり大きな問題となると思います。繰り返しになりますが、相談窓口の拡充、近隣住民からの相談窓口へのつながりが大切になってくると思います。周辺の市においても、報酬制度が充実してきていますので、これから期待しています。

○中出委員

障害者施設の福祉の杜では親御さんからの心配があります。子どもが年を重ねていき、親が亡くなった後、どういった制度を利用したらよいかということをお心配されている相談が数件あります。かもだの里の入所を開始しましたが、高齢者施設に入所する費用のことも心配されています。

○渡邊委員

当院においても訪問診療で往診に伺うことが多いです。その際に、認知症が進んでしまい、家族の方から成年後見制度はどういうものかと聞かれることがあります。相談窓口がなく、市へ相談してくださいとお伝えしますが、なかなか難しく、つながりません。やはり、司法の方に関わることが多いですので、その際には月々1万円ほどの報酬がかかることがネックになっています。市の助成制度があれば利用促進につながると思います。

○河村委員

やはりお金のことはネックになります。保佐、補助類型の方は自分のお金が減るのをとても嫌がります。預金がある方でも、お金を払って自分のことをやってもらうということに対する説得が課題となると思います。

○児玉委員

仕事柄、後見の申立を年に1、2件、後見人としても常に4件ほど抱えています。委員の皆様がおっしゃったように申立の段階での費用、その後の報酬もネックとなっています。経済的に余裕がある方は、後見の申立をする前に任意後見人契約や財産管理契約など事前の準備ができますので、当然今回の対象にはなりません。助成の対象になるぎりぎりのラインの方をどれぐらい拾えるのかは、財政的にも難しい問題であると思います。名古屋市は低所得者の助成があり、報酬が担保されています。私自身も低所得者の方を1、2件受任しています。清須市としても難しい問題であると思いますが、この情報が広がっていけば皆さんが利用できる制度になるのかと思います。

◎小川委員長

ありがとうございました。次に、議題（2）清須市成年後見センターの設立についてに移ります。事務局からの説明をお願いします。

●事務局

資料に基づき説明

（資料4-1、4-2）清須市成年後見センターの設立について（案）
（資料5）清須市成年後見センターの設立スケジュールについて

◎小川委員長

ありがとうございました。ただいまの説明に何か質問・意見があればいただきたいと思います。

○児玉委員

委託ということで、清須市社会福祉協議会には賛成します。社会福祉協議会は、後見の一步手前の日常生活自立支援事業を行っておられますし、能力的にも問題ないと思います。清須市と地域ケア会議を含めて連携が取れていますので、大丈夫だと思います。私自身も社会福祉協議会の顧問として後見の申立に繋がったということも何度かありますし、微力ですが力添えできるかと思っています。

○高杉委員

当病院では、認知症初期集中支援チームとして社会福祉協議会が運営している地域包括支援センターと市と情報交換とか業務提携等させていただいております。そういった点を踏まえて、社会福祉協議会さんへ委託という意見には児玉先生と同様に賛成です。

○後藤委員

民生児童委員も社会福祉協議会と関わりが深いです。新たな組織に委託となると民生委員とも関係が新しくなりますが、一番現状を理解していただいている社会福祉協議会が委託先としてはふさわしく、地域包括支援センターと繋がればよいと考えます。

◎小川委員長

委員からの賛同はありましたが、本日清須市社会福祉協議会の山内様がオブザーバーとして参加されています。ご意見はありますか。

○山内オブザーバー

いろいろなご意見をいただき、ありがとうございます。事務局の説明にもありましたとおり、社会福祉協議会では、平成27年度より日常生活自立支援事業を行い、事業に関わらせていただいております。また、地域包括支援センター、障がい者ポートセンター清須でも日々の相談においても、事業に関わっている実績もあります。社協には社会福祉士の専門職が多数在籍しています。この事業におけるパートナーシップを築いている状況のなかで、受託ということになれば、前向きにお受けさせていただく方向で考えていきたいと思っております。

◎小川委員長

委員の皆様から貴重なご意見をいただきありがとうございました。最後にオブザーバーとしてご参加くださいました愛知県社会福祉協議会の中上様よりご意見をいただきたいと思っております。

○中上オブザーバー

愛知県の状況をお話しさせていただきます。54の市町村のうち25の市町村が単独でセンターを設立しています。25のうち22が社会福祉協議会への委託、3つが直営となっていて、ほとんどが社協への委託となっています。全国的にも同じような状況です。その理由は、社会福祉協議会はネットワークを図り、ノウハウがあることが考えられます。また、日常生活自立支援事業から将来成年後見制度への移行を考えるとスムーズに業務が行えます。清須市においても地域

	<p>包括支援センター、障がい者サポートセンター清須との連携も十分に図れています。私自身が社会福祉協議会の立場であることを差し引いたとしても、清須市社会福祉協議会への委託が一番よいと考えます。それを行うためには、市民の方への理解、センターに行けば権利が護れるという体制整備をしっかりと行うための人員確保、事業内容、センターと行政との関わりにおいての役割分担をしっかりと考えていく必要があると思います。</p> <p>◎小川委員長 ありがとうございました。中上様から社会福祉協議会への委託の賛同意見をいただきましたが、今後、清須市において社会福祉協議会と協議を進めていただいでよろしいでしょうか。</p> <p><委員了承></p> <p>◎小川委員長 ありがとうございました。次に4. その他ですが、事務局から何かありますか。</p> <p>●事務局 本日は多くの貴重なご意見ありがとうございました。今回のご意見を次回の委員会にも反映してまいります。今後、清須市成年後見センターの設立に向けて、清須市社会福祉協議会と協議し、検討を重ねていきたいと思ひます。</p> <p>次回の第2回の委員会ですが、10月4日（火曜日）午後2時を予定しております。事前に通知いたしますので、ご出席賜りますようよろしくお願ひいたします</p> <p>◎小川委員長 それでは、本日の議題につきまして、すべて終了しました。これをもちまして、令和4年度第1回清須市成年後見センター設立準備委員会を閉会します。</p> <p>皆様、本日はご出席いただきありがとうございました。</p> <p>閉会 (午前11時5分)</p>
会議の結果	会議の経過に示したとおり

会議の経過を記載して、その相違のないことを証するためにここに署名する。

令和 4年 6月23日
署名委員 中出 学

令和 4年 6月23日
署名委員 後藤 憲治